

株式会社ミヤベ

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

仕事と子育ての両立支援、所定外労働時間の削減等に取り組み、全社員が心身ともに健康で働きやすい環境を作ることによって、社員が能力を発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年10月1日～令和6年9月30日までの2年間

2. 目標

(1) 令和6年9月までに、従業員全員の所定外労働時間を、1人当たり年間600時間未満とする。

<対策>

- 令和4年10月～ 所定外労働の原因の分析等を行う
- 令和5年4月～ 社員を対象とした意識改革のための研修を半年に1回以上実施
- 令和5年4月～ 社内掲示板システム等を活用して月1回以上の情報提供実施

(2) 本人及び配偶者の出産による休業制度を周知し、令和6年9月30日までに、産休育休対象者の制度利用率75%以上を達成する。

<対策>

- 令和4年10月～ 制度に関して、社内掲示板等で周知する
社員に対して制度の周知を目的とする勉強会を行う
該当者が出た場合は、制度の利用を働きかける